

墨田区北斎館（仮称）基本設計プロポーザル実施要項

I. 一般事項

1 目的

この要項は、墨田区北斎館（仮称）の建設にあたり、平成19年3月に策定した施設整備方針を踏まえ設計者を選考するために、公募型プロポーザル方式により基本設計業務に関する技術提案を求め、その内容及び能力を総合的に比較検討して、最も適格と判断される設計者を選定する手続きについて定めるものである。

2 対象業務の概要

(1) 内容

墨田区北斎館（仮称）新築に伴う基本設計業務

(2) 発注者

墨田区

(3) その他

墨田区北斎館（仮称）における展示設計業務については、建築設計業務とは別個の業務として既に発注済みであり、本件契約後に両業務の担当者間で十分協議して調整を図ること。

3 審査及び選定の概要

(1) 主催者

墨田区

(2) 選定方式・審査概要

本設計者選定は、設計案ではなく設計者を選ぶことを重視した「公募型プロポーザル方式」で行う。

審査方法は、応募者が墨田区北斎館（仮称）施設整備方針をどう理解し、施設の基本設計をどのように進めようとしているのか、基本的な考え方等について文章及びそれを補足する図案、イラストなどで構成された提案について、評価するものである。

基本的な考え方とは、墨田区北斎館（仮称）施設整備方針を実現するため、次の点についてどう考えるかを含む。

- ①北斎をテーマとした美術館の設計理念
- ②観光・産業を含む地域活性化拠点としての設計理念
- ③墨田区北斎館（仮称）施設整備方針における4つの「建築基本方針」を実現するための提案
- ④その他第一次提案事項に定める内容の提案

なお、選定の概略は下表のとおりである。

審査段階	審査の方法	選定数
第一次審査	第一次審査提出書類による評価	応募者→10者以内
第二次審査	第二次審査提出書類による評価及びプレゼンテーション等による評価	10者以内→最優秀者、次点者の各1者

4 実施スケジュール

平成21年 1月20日(火)	プロポーザル告示
平成21年 1月20日(火)～2月3日(火)	プロポーザル実施要項の配布
平成21年 1月20日(火)～2月3日(火)	質疑受付
平成21年 2月10日(火)	質疑回答
平成21年 2月17日(火)	参加登録図書の提出期限
平成21年 3月4日(水)	第一次審査提出図書の提出期限
平成21年 3月上旬	第一次審査結果通知
平成21年 3月中旬	第二次審査提出図書の提出期限
平成21年 3月20日(金・祝)	第二次審査(公開プレゼンテーション等)
平成21年 3月下旬	第二次審査結果通知

5 審査結果の発表

審査結果及び講評は、4月中旬以降に墨田区ホームページに掲載する。

6 技術提案審査等を行う委員会

(1) 審査委員会名称

墨田区北斎館(仮称)基本設計プロポーザル審査委員会

(2) 審査委員構成

以下の5名で委員会を構成する。(敬称略・五十音順)

○飯田善彦(横浜国立大学大学院教授)

工藤和美(東洋大学教授)

◎倉田直道(工学院大学教授)

永田生慈(墨田区北斎館施設整備推進監)

渡会順久(墨田区都市計画部長)

※ ◎委員長、○副委員長

7 応募資格等

(1) 応募資格

次に掲げる要件すべてを満たしていること。

- ① 応募者（本プロポーザルに応募する設計チームの総括責任者）が所属又は代表する設計事務所（以下「所属事務所」という。）が、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
 - ② 所属事務所が、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続きの申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続きの開始の申立てがなされていないこと。
 - ③ 所属事務所が、いずれかの自治体等においても指名停止を受けていないこと。
 - ④ 次に掲げる物件のいずれかについて、新築時の建築設計責任者（※）としての実績を有する者であること。
 - ・美術館・博物館・記念館等の展示を主たる機能とする建物
 - ・日本国内で完成した、延床面積 1,000 m²以上の公共建築物
 ※ 建築設計責任者とは「総括責任者」、「意匠主任担当者」又はこれと同等と認められる者とする。
 - ⑤ 所属事務所が、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
 - ⑥ 応募者（総括責任者）自身が一級建築士の資格を有するとともに、当該業務に関し一級建築士の資格を有する意匠主任担当者を配置できること。
 - ⑦ 応募者（総括責任者）と意匠主任担当者は、同一の組織に所属していること。
- (2) 応募に対する制限
- ① 所属事務所からの応募は 1 点のみとする。
 - ② 応募の際、協力者（専門分野における技術の提供等を行う者をいう）を加えることは可とするが、一方でその協力者が自ら応募者となることはできない。
 - ③ 所属事務所、協力者の所属する事務所の構成員のいずれかが、建設業と資本及び人事面等において関連がある場合は応募できない。
 - ④ 次に掲げる者は、前項 7（1）の有資格者であっても、本プロポーザルに応募することはできない。また、応募者は次に掲げる者から直接又は間接に支援を受けることはできない。
 - ・審査委員会委員及びその家族
 - ・審査委員会委員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている営利団体に所属する者
 - ・審査委員会委員が大学に所属する場合において、審査委員会委員の研究室に所属する者
 - ・主催者の組織に所属する者

8 審査の公開

第二次審査のプレゼンテーションは公開で行う。

第一次審査及び第二次審査の審査会議は非公開とする。

また、平成 21 年 4 月中旬以降に墨田区ホームページで以下の項目を公表する。

- ① 第一次審査を通過した応募者名、所属事務所名
- ② 第二次審査で選定した最優秀者・次点者の氏名及び所属事務所名
- ③ 議事録要旨及び審査講評
- ④ 第一次審査通過者の技術提案書

9 事務局

所在地 〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20

墨田区区民活動推進部文化振興課北斎館建設準備担当（区役所 1 階）

TEL 03-5608-6115

FAX 03-5608-6440

E-mail BUNKASHINKOU@city.sumida.lg.jp

10 実施要項の配布等

(1) 配布期間

平成 21 年 1 月 20 日(火)～ 2 月 3 日(火)

(2) 入手方法

プロポーザル関連要項及び提出書類の様式、墨田区北斎館(仮称)施設整備方針、敷地関係図面等については、墨田区ホームページからのダウンロードにより入手すること。

墨田区ホームページ：<http://www.city.sumida.lg.jp>

配布資料

- ① 墨田区北斎館(仮称)基本設計プロポーザル実施要項
- ② 様式 1～8 (プロポーザル応募届、質問書ほか)
*エクセル形式の書式を希望する者には、メールに様式を添付して送付することができるので、上記 9 の事務局までメールで連絡すること。その際、メールの件名を「北斎館プロポーザル様式希望」とすること。
- ③ 墨田区北斎館(仮称)施設整備方針
- ④ 敷地関係図面(建設敷地図、緑町公園平面図、ボーリング柱状図)

11 質疑応答

所定の様式の質問書に記入して提出すること。

回答はとりまとめて平成 21 年 2 月 10 日(火)に墨田区ホームページに掲載する。

(1) 受付期間

平成 21 年 2 月 3 日(火) 午後 5 時まで

(2) 提出先

墨田区区民活動推進部文化振興課北斎館建設準備担当

FAX 03-5608-6440

- (3) 提出方法
質問書(様式1)は提出先にFAXにて提出すること。なお、送信後は確認のため提出先まで電話連絡すること。(電話連絡は期間中の午前8時30分から午後5時までの間に限る。ただし、土曜・日曜日を除く。Tel 03-5608-6115)
- (4) 質疑内容
本実施要項の範囲とする。
- (5) その他
質疑の回答事項については、本実施要項の追加、または修正とみなす。

II. 参加登録

1 提出書類等

- (1) 提出書類
 - ① プロポーザル応募届(様式2)
 - ② 応募者(総括責任者)の作品(I.7(1)④に挙げた条件のいずれかを満たす設計実績2点以内)(様式3)
 - ③ 応募者(総括責任者)の経歴(様式4)
※受賞歴の証明として、賞状の写し、掲載された雑誌の写し等を添付する。
 - ④ 受託した場合の設計チームの取組体制(様式5)
 - ⑤ 応募に関する所属事務所の承諾書(様式6)
 - ⑥ 協力者同意書(様式7)
 - ⑦ 応募者(総括責任者)及び意匠主任担当者の一級建築士資格証明書の写し
 - ⑧ 応募者(総括責任者)及び意匠主任担当者の所属する一級建築士事務所登録通知書の写し
 - ⑨ 参加資格要件確認結果送付用の封筒(定型サイズ(長形3号 120mm×235mm)の封筒の表面に応募者の住所、氏名、郵便番号を明記のうえ、80円切手を貼付すること。)
- (2) 提出部数
様式1:1部
様式2~7、賞状・掲載雑誌・証明書・通知書の写し等 左上1ヶ所ホチキス止め:
3部
参加資格要件確認結果送付用の封筒:1部
- (3) 提出方法等
 - ① 提出期限
平成21年2月17日(火) 午後3時 必着
 - ② 提出先
所在地 〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20

墨田区総務部契約課契約担当(区役所 8 階)

TEL 03-5608-1111 (内線 3875)

③ 提出方法

原則として郵送すること。封筒等の表面に、必ず「墨田区北斎館（仮称）基本設計プロポーザル参加登録書類」と朱書きにより明記すること。持参の場合は、土曜・日曜・祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（2 月 17 日は午後 3 時まで）の間とし、墨田区総務部契約課契約担当にて受付を行う。

Ⅲ. 第一次審査

1 提出図書等

(1) 提出図書

① 第一次審査図書提出届（様式 8）

② 第一次提案書（A1 サイズ）

- ・提案は、墨田区北斎館（仮称）に対する基本的な考え方及び第一次提案事項について、文章およびコンセプト図、イメージ図などにより、簡潔に記載すること。ただし、表現方法については提出者の自由とするが、所属事務所名等の表示及び応募者が特定できる表現は不可とする。

【第一次提案事項】

◇北斎をテーマとした美術館の設計理念

◇観光・産業を含む地域活性化拠点としての設計理念

◇墨田区北斎館（仮称）施設整備方針における 4 つの「建築基本方針」（※）を実現するための提案

- ※「建築基本方針」 まちに親しまれるランドマークづくり
- 誰にもやさしい空間づくり
- 資料にやさしい空間づくり
- 環境にやさしい空間づくり

◇このほか、提案に際して留意する事項は以下のとおり。

- ・区民の生涯学習の場としての機能を発揮する
- ・周辺環境や立地背景を活かす
- ・施設のイニシャル・コスト及びランニング・コストの抑制
- ・施設建設の工期短縮を図る
- ・用紙の大きさは A1 サイズ用紙 1 枚（片面）以内とする。A1 サイズ用紙は横書き使いとし、色彩の使用及び縮尺は自由とする。ただし、記載する図や文字は小さすぎないように配慮し、必要に応じて縮尺を記載すること。（文字については 12 ポイント以上を使用すること）
- ・文章及びそれを補完する図案やイラストで表現すること。図案は種類の指定はないが、詳細な表現を避け、空間構成、ゾーニングの組み立て、形や利用

についてのイメージ、構造方式についての提案などに留めること。文章を補完するための必要最小限の写真については可とする。

※第一次提案書「裏面」には下記の例にない右下に整理番号を記載できる欄を設けること。(15mm×50mmの枠内、文字16ポイント程度)

整理番号〇〇〇

- ・写真又はカラーコピー等でパネル化(枠などを用いず、発砲ポリエチレンなどの軽量な材質で厚さ5mm程度)すること。
- ・提出された第一次提案書は、第二次審査公開ヒアリング当日、会場内に展示する。

③ 第一次提案書(A3サイズ)

前項②のA1サイズの第一次提案書を、そのままA3サイズに縮小したものとする(パネル化は不要)。

④ 提出図書受領書送付用の封筒

定型サイズ(長形3号 120×235mm)の封筒の表面に応募者の住所、氏名、郵便番号を明記のうえ、80円切手を貼付すること。(Ⅲ. 1(3)③の持参受付の場合は提出不要)

(2) 作成要領

① 提出部数

- ・第一次審査図書提出届(様式8):1部
- ・第一次提案書:A1サイズ 2部(パネル化したもの)
- ・第一次提案書:A3サイズ(上記A1サイズを縮小) 20部(パネル化は不要)

② その他

別途定める計画条件等を参照のうえ作成すること。

(3) 提出方法等

① 提出期限

平成21年3月4日(水)午後3時 必着

② 提出先

所在地 〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20

墨田区区民活動推進部文化振興課北斎館建設準備担当(区役所1階)

TEL 03-5608-6115

③ 提出方法

原則として郵送又は宅配便を利用し送付すること。包装等の表面に、必ず「墨田区北斎館(仮称)基本設計プロポーザル第一次審査提出図書」と朱書きにより明記すること。

なお、3月3日(火)の午前8時30分～午後5時及び3月4日(水)の午前8時30分～午後3時のみ、事務局(墨田区区民活動推進部文化振興課北

齋館建設準備担当) で持参受付を行う。

④ 受領確認

提出書類の受領確認のため、提出図書を受領次第、受付番号を記した提出書類受領書を前記Ⅲ. 1 (1) ④の封筒で郵送する。ただし、持参の場合はその場で提出図書受領書を交付する。

(4) 費用負担

第一次審査提出図書の作成及び提出に係る費用は応募者側の負担とする。

2 審査方法等

(1) 審査方法

提出図書に基づいて審査を行い、第二次審査に進む 10 者以内を選定する。

(2) 評価項目

第一次審査は、第一次提案事項により評価を行う。

3 選定結果の通知

第一次審査に参加した応募者全員に文書で通知する。選定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

4 業務仕様書の送付

第一次審査通過者に対し、審査結果通知文書とともに墨田区北齋館(仮称)基本設計業務仕様書(案)を送付する。

IV. 第二次審査

1 提出図書等

(1) 提出図書及び提出部数

① 応募資格(Ⅰ. 7 (1) ④に掲げた建築設計責任者であることを証明する書類(※))

※証明する書類は、契約書の写し、建築士法第24条の4に基づく帳簿の写し、確認申請書の写しのいずれかとする。

② 第一次提案書の電子データ

- ・ CD-R : 1部 (ホームページ等で公開を予定しているため、第一次提案書と同様のものをPDFファイル化すること。容量の上限等、詳細については、第一次審査通過者に別途連絡する。)

③ 本件業務仕様書に基づく見積書(書式は任意とする) : 1部

(2) 提出方法等

① 提出期限

平成21年3月中旬 (後日通知する)

② 提出先

所在地 〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20
墨田区区民活動推進部文化振興課北斎館建設準備担当(区役所1階)
TEL 03-5608-6115

③ 提出方法

郵送等による提出の場合、封筒等の表面に、必ず「墨田区北斎館（仮称）基本設計プロポーザル第二次審査提出図書」と朱書きにより明記すること。
持参による提出の場合は、土曜・日曜・祝日を除く午前8時30分から午後5時までの間に限り、事務局（墨田区区民活動推進部文化振興課北斎館建設準備担当）で受付を行う。

(3) 費用負担

提出図書の作成及び提出に係る費用は応募者側の負担とする。

(4) 報奨

第一次提案書の作成及び第二次審査のプレゼンテーションの報奨として、本業務の契約締結後に、第一次審査通過者全員に一者10万円を支払う。（ただし本業務の契約を締結した者を除く）

2 審査方法

(1) 審査方法

第二次審査は、第一次提案書を基にプレゼンテーション等の審査を行い、最優秀者及び次点者を選定する。

(2) 評価項目

- ① 第一次提案書を基にしたプレゼンテーション等
- ② 設計チームの対応（業務実施方針及び体制）
- ③ 応募者の実力（主要業務実績、類似業務実績、技術力、受賞実績）
- ④ 設計チームの能力（技術職員の経験と能力）

応募者（総括責任者）及び意匠担当主任技術者の経験・業務実績・受賞実績・協力者の使用の妥当性、協力事務所の能力・経験

3 プレゼンテーション等

(1) 応募者（総括責任者）による提案書等の説明（プロジェクター使用等による10分以内のプレゼンテーション）と審査委員会による15分程度のヒアリングを行う。

(2) 説明者は応募者（総括責任者）を含め3名までとする。（機材操作者は除く）

(3) 会場には、第二次審査に進んだ応募者の第一次提案書を展示する。

4 選定結果の通知

第二次審査に参加した応募者全員に文書で通知する。選定結果に関する問合せ、異議申立ては一切受け付けない。

V. 計画条件

1 立地・敷地条件など

(1) 立地条件

本施設の建設予定地は、都営地下鉄大江戸線両国駅（江戸東京博物館前）の東側約400mに位置している。

所在地：墨田区亀沢二丁目7番〔緑町公園内〕

(2) 敷地条件

建設予定地敷地面積：1,263.38 m²（現時点での添付敷地図参照）

なお、敷地測量は今年度実施中であるため、上記敷地面積は若干増減することが想定される。

(3) 用途地域の指定等

用途地域	建ぺい率(%)	容積率(%)	防火・準防火地域	地区計画
準工業地域	60 (最大80)	300	防火地域	亀沢地区地区計画（用途別容積型地区計画） ①建築物の壁面の位置の制限0.5m ②建築物の高さの最高限度22m など

◎ 緑町公園内への施設建設に当たって

本件施設は「都市計画公園内の教養施設〔陳列館〕（都市公園法第二条第2項第六号及び同法施行令第五条第5項第一号参照）」に該当する。

また、緑町公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の百分の二を超えてはならない（都市公園法第四条第1項参照）。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別な場合においては、政令の定める範囲内でこれを超えることができる（都市公園法施行令第六条第1項第一号参照）。

本件における許容建築面積は、設置基準の「百分の二（2%）」に加えて特例の「百分の十（10%）」の合計「百分の十二（12%）」となる。

したがって、緑町公園（公園面積6,116.72 m²）には、建築面積約733 m²

(既存建築物の建築面積を含めて)の建築物が可能である。

(4) 周辺道路

東側：公道（区道）幅員 7.52m

西側：公道（区道）幅員 11m

南側：公道（区道）幅員 7.97m

(5) 想定地質

本件敷地については、地盤調査を実施しており、その結果は下欄のとおりである。

当該データからは、砂礫層は深度G L-33mからN値 50 となっている。孔内水位はG L-1.75mとなっている。本件調査箇所は、最も北東寄りの 1 箇所をボーリング位置としたので、南・西側方向については、若干 N 値 50 の支持層に深浅の差があると想定される。

なお、参考までに、周辺の西側街区では、砂礫層は深度G L-約 29mからN値 50 となっている。

2 建築条件

(1) 文化財公開施設として計画する。

(2) 延べ面積 3,500 m²以上の回遊動線を持つ施設とする。

(3) 構造及び階数

構造：自由。ただし関係法規に準拠すること。

階数：関係法規に準拠すること。

(4) 施設配置

計画内容は「墨田区北斎館（仮称）施設整備方針」による。

○ 諸室面積は、次のとおりとする。

ゾーン	室名	室面積 (m ²)	ゾーン面積
導入・サービス	エントランスホール	200	345
	喫茶	75	
	ミュージアムショップ	50	
	サービス付帯設備	20	
展示	常設展示室	500	1,080
	企画展示室	500	
	展示倉庫等	80	
教育普及	多目的ホール	200	560
	講座室	100	

	図書室	80	
	書庫	130	
	その他関連諸室	50	
調査研究	学芸員室	75	125
	作業室	30	
	撮影室	20	
収蔵	収蔵庫	100	230
	一時保管室	30	
	荷解梱包室	50	
	搬出入室	50	
管理	事務室	80	560
	会議室	20	
	館長室	25	
	控室	25	
	ロッカー室	20	
	警備室	10	
	ボランティア室	30	
	設備機械室等	350	
共用その他	エレベーター・廊下・階段・便所・その他	600	600
合計			3,500

(5) 収蔵作品の最大寸法

276 c m (9 尺 2 寸) × 126 c m (4 尺 2 寸)

〔参考〕 版画の標準寸法：47 c m × 30 c m

版本の標準寸法：24 c m × 16 c m

肉筆（軸物）の寸法：90 c m × 50 c m

(6) 図書室蔵書予定数

5 万冊

(7) 組織と職員数

館長、特任館長、業務監理責任者、総務・営業開発グループ（常勤4名、非常勤1名）、情報・事業グループ（常勤4名）、調査研究グループ（常勤5名＋客員研究員）

(8) 東京都駐車場条例による附置義務台数を確保した駐車場を敷地内に設置する。

(9) 緑化基準は、原則地上で満たすこととする。

(10) 本件敷地に隣接する公園部分については公園再整備が可能とし、本件施設へのアプローチ及び本件施設とマッチした景観計画を提案することは構わない。ただし、

広場、遊具等の公園機能は、既存と同等な機能で確保をすることが前提である。
なお、公園部分の一部には、公共下水道の幹線が埋設されている。

(11) 事業予定

平成 21 年 4 月～ 8 月	基本設計
平成 21 年 9 月～平成 22 年 2 月	実施設計
平成 22 年 7 月～平成 24 年 3 月	建設工事
平成 24 年 9 月	開館予定

(12) 想定工事費

1,600 百万円を上限とする。(ただし外構工事、備品購入費は除く)

VI. 提出図書の取扱い

- (1) 提出後の提出図書の追加、修正は認めない。
- (2) 提出図書に記載された技術者は、本業務に係る工事が終了するまで、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由による場合は、同様以上の技術者であると墨田区が認めた場合は変更できる。
- (3) 提出図書は返却しない。
- (4) 提出図書の著作権は応募者に帰属する。
- (5) 提出書類は、必要に応じて公開する。
- (6) 提出図書は、審査過程の公表（広報及びホームページ等）や出版物等への掲載、展示などに使用する。

VII. 失格条項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 本要項の資格要件を満たさない者
- (2) 提出期限に遅れた者、又はプレゼンテーションに出席しなかった者及び指定した時刻に遅れた者
- (3) 提出図書に虚偽の記載をした者
- (4) 本要項に違反する表現をした者
- (5) 本プロポーザルにおける告示をした以後、審査委員会委員又は関係者と本計画に関する接触を求めた者
- (6) その他審査委員会が不適格と認めた者

VIII. 業務の委託

- (1) 区長は、本プロポーザルにおける最優秀者の所属事務所との間で、契約締結交渉を行う。交渉が不調となった場合、次点者の所属事務所と交渉を行う。交渉の対象となる所属事務所は本プロポーザル応募時点のものとし、それ以外は認めない。

(2) 契約手続きは、墨田区契約事務規則の規定に定めるところによる。

IX. その他

- (1) 本手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとする。
- (2) プロポーザル書類の作成および提出に要した費用、旅費、その他このプロポーザル参加に要した費用は、参加事業者の負担とする。ただし、IV-1-(4)を除く。
- (3) 区は、設計者選定後、選定された者の提案に拘束を受けないものとする。
- (4) 公正なプロポーザルが確保できないと判断される場合は、プロポーザルを中止することがある。
- (5) この要項に定めるもののほか必要な事項は、区長が定める。